

# 船橋市排水設備接続特例許可事務取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、船橋市下水道条例（昭和36年船橋市条例第31号。以下「条例」という。）第4条第2号ただし書きに規定する排水設備の接続の特例の許可（以下「許可」という。）について、船橋市下水道条例施行規則（昭和50年12月26日船橋市規則第42号。以下「規則」という。）第8条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）及び条例において使用する用語の例による。

## (許可の申請)

第3条 許可を受けようとする者は、規則第8条第2項に定める排水設備接続特例許可申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が認めるとき、当該添付書類の一部又は全部を省略させができるものとする。

(1) 付近の見取図

(2) 許可を受けようとする汚水を排出する施設及び排水設備（以下「排出施設」という。）並びにその他の排水設備の配置図

(3) 縦断面図

(4) 許可を受けようとする汚水の水質に係る計量証明書

ただし、施設を新設する場合で、当該計量証明書を添付できないときは、予定水質表

(5) 前号ただし書きに該当するとき、類似施設の計量証明書

(6) その他市長が必要と認めた書類

## (許可の要件)

第4条 規則第8条第1項の汚水の排水設備を雨水の排水施設に固着させても支障がないと市長が認めたものとは、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものをいうものとする。

(1) 許可を受けようとする汚水が、し尿及びし尿の処理水並びに生活排水を含まないこと

- (2) 許可を受けようとする汚水の量が、排除しようとする排水施設の機能を妨げないこと
- (3) 許可を受けようとする汚水の水質が、公共下水道の終末処理場からの放流水の基準に適合し、かつ、恒久的、安定的に維持し得ること
- (4) 排出施設とその他の排水設備が完全に分離した系統であり、かつ、その系統が容易に確認できること

2 前項の規定に関わらず、市長が特別の理由があると認めるときは許可することができる。

(許可の通知)

第5条 市長は、規則第8条第2項の申請について、許可すること又は許可しないことを決定したときは、排水設備接続特例許可（不許可）決定通知書（様式第1）により、許可を受けようとする者に通知するものとする。

2 市長は、前項の許可に、市長が必要と認める条件を付し、又は、付した条件を変更することができるものとする。

3 許可の期間は、許可した日から起算して3年を超えない期間とするものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(許可の継続)

第6条 許可を受けた者は、引き続き許可を受けようとするときは、許可期間満了の日の30日前までに、規則第8条第2項の申請をしなければならない。

(変更の届出)

第7条 許可を受けた者は、許可を受けた汚水（以下「特例下水」という。）に係る次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、排水設備接続特例許可事項変更届出書（様式第2）に、第3条各号に掲げる書類を添えて、変更しようとする日の30日前までに、市長に届け出て確認を受けなければならない。ただし、市長が認めるとき、当該添付書類の一部又は全部を省略させることができるものとする。

- (1) 種類
- (2) 排除量
- (3) 排出施設

2 許可を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に、氏名等変更届出書（様式第 3）により、市長に届け出なければならない。ただし、許可を受けた者が法第 12 条の 7 に基づく届出又は規則第 23 条第 2 項に基づく届出をしたときは、この届出をしたものとみなすものとする。

(1) 住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 工場又は事業場の名称又は所在地

(休止又は廃止)

第 8 条 許可を受けた者は、許可の期間内に当該許可に係る排出施設の使用を休止し、又は廃止したときは、排出施設使用休止（廃止）届出書（様式第 4）により、その日から 30 日以内に、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による排出施設の使用廃止の届出をした者が再び当該排出施設を使用するときは、規則第 8 条第 2 項の申請をしなければならない。

(地位の承継)

第 9 条 許可を受けた者から当該許可に係る排出施設を譲り受け、引き続き使用する者は、当該許可を受けた者の地位を承継するものとする。

2 許可を受けた者について相続、合併又は分割（その許可に係る施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該施設を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継するものとする。

3 前 2 項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継届出書（様式第 5）により、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、許可を受けた者の地位を承継した者が法第 12 条の 8 に基づく届出をしたときは、この届出をしたものとみなすものとする。

(水質試験)

第 10 条 水質試験は、次の各号によるものとする。

(1) 方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）その他市長が認めたものとする。

(2) 項目は、市長が必要と認めたものとする。

(3) 試料の採取場所は、許可を受けようとする汚水の排出口とする。

(許可の取消し等)

第 11 条 市長は、許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、許可を取り消し、若しくはその条件を変更することができる。このとき、許可を取り消された下水について、再度許可を申請する場合は、許可が取り消された日から起算して 1 年以上が経過していなければならない。

- (1) 虚偽の申請により許可を受けたとき
- (2) 許可にあたり付した条件に違反したとき
- (3) 第 4 条の許可の要件に適合しなくなったとき
- (4) その他本要領の規定に違反したとき

2 市長は、前項の規定により許可を取り消したときは、排水設備接続特例許可取消通知書（様式第 6）により、許可を取り消された者に通知しなければならない。

(事務の所管)

第 12 条 許可に関する事務は、下水道部下水道総務課において行う。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

様式第1

排水設備接続特例許可(不許可)決定通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付けて申請のあった排水設備の接続の特例について、下記のとおり（理由により）許可した（しない）ので通知します。

記

- 1 特例下水の排除場所
- 2 特例下水の種類
- 3 特例下水の量
- 4 許可番号
- 5 許可の条件（不許可の理由）

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第2

排水設備接続特例許可事項変更届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

電話番号

排水設備接続特例許可事項の変更について、次のとおり届け出ます。

許可番号	
変更の内容	
変更予定年月日	

様式第3

氏名等変更届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

電話番号

氏名等に変更があったので、次のとおり届け出ます。

許可番号	
変更の内容	
変更年月日	

様式第4

排出施設使用休止(廃止)届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

電話番号

排出施設の使用を休止(廃止)したので、次のとおり届け出ます。

許可番号	
休止期間	
廃止年月日	

様式第5

承継届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

電話番号

排水設備の設置義務の免除の許可を受けた者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

許可番号	
承継年月日	
被承継者	住所
	氏名

様式第6

排水設備接続特例許可取消通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長

印

排水設備接続特例許可について、下記のとおり取消したので通知します。

記

1 許可番号

2 取消しの理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

【参考】

第1号様式

排水設備接続特例許可申請書

年　月　日

船橋市長 あて

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

電話番号

排水設備の接続について、船橋市下水道条例第4条第2号ただし書きに規定する  
許可を受けたいので、次のとおり申請します。

汚水の排除場所		船橋市
排出水	種類	
	量	
敷地面積		